

越監告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、総務部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成31年2月19日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

1 監査の執行期間

- |                                      |                       |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 国体推進課                                | 平成30年12月 5日(水)～ 7日(金) |
| (福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会越前市実行委員会含む)    |                       |
| 行政管理課                                | 平成30年12月10日(月)～12日(水) |
| (選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・味真野出張所・白山出張所含む) |                       |
| 防災安全課                                | 平成30年12月25日(火)～27日(木) |
| 秘書広報課                                | 平成31年 1月 9日(水)～11日(金) |
| (市民情報サービス室含む)                        |                       |
| 情報統計課                                | 平成31年 1月15日(火)～17日(木) |
| 市民自治推進課                              | 平成31年 1月18日(金)～23日(水) |
| (男女共同参画室・人権推進室含む)                    |                       |

2 監査の対象

- 行政管理課  
平成29年11月から平成30年10月末日までの所管業務全般
- 防災安全課・秘書広報課  
平成29年11月から平成30年11月末日までの所管業務全般
- 情報統計課・市民自治推進課・国体推進課  
平成29年12月から平成30年11月末日までの所管業務全般

3 監査方法

- (1) 都市監査基準に基づく審査
- (2) 提出資料、関係職員の説明聴取

4 監査結果

概ね適正に執行されていると認められた。ただし、改善や検討が望まれる事項については意見を付す。

別紙のとおり

別紙

<意見>

【行政管理課】

○文書管理規程の遵守について

各所属への定期監査（地方自治法第199条第4項）執行に際しては、事務処理上の不備について、適宜指導し改善を求めているが、多くの所属で、文書取扱責任者の監理が徹底されず、繰り返し指導を受ける事案が見受けられた。そもそも、「文書管理規程」は、公文書取扱いの基本規程であり、その遵守により行政のトレーサビリティ・アカウントビリティを確保する内部統制の基礎となるものであることから、人材育成及び職員研修を所管する行政管理課においては、その模範となるべきで、全庁的な文書管理の徹底について、確実に指導されたい。